

### 3. 施設の操作

低水の管理は、施設の操作規則を遵守して実施されています。とくに、水利用上重要な位置付けのある三川合流点下流に対して、維持流量、都市用水、農業用水の水量の確保を図るため、**瀬田川洗堰**を主とする施設によって対応しています。さらに、**淀川大堰**の操作によって派川の維持流量の確保と取水位の維持を図っています。

## 4. 渇水被害状況

### 琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績

発生期間	被害市町村※	取水制限等の状況
H6.8.22 ～ H6.10.4	大阪府:32市7町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水最大20%・工水最大20% (42日間) ・時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖が実施された。 ・琵琶湖水位は史上最低の-1.23mを記録した。 * 滋賀県でも初めての取水制限を実施した。 * 木津川流域の三重県、奈良県でも取水制限を実施。
H12.9.9 ～ H12.9.11	大阪府:33市8町1村 兵庫県:5市	取水制限:上水10%・工水10% (3日間) ・特に大きな被害はなかった。 * 滋賀県では上記半分の5%の取水制限を実施した。

※ 被害市町村については、三川合流点下流にてとりまとめました。



## 5. 渇水時の調整

淀川水系では、琵琶湖の水位および各ダムの貯水率や今後の長期予報等を目安に、渇水時の水利用の調整が行われるよう調整をしています。

近畿地方整備局に**渇水対策本部**を、該当する事務所に渇水対策支部を設置し、関係利水者等と**渇水調整会議**を開催して、水利用の調整に必要な水資源の状況や見通し等、情報の提供を行っています。

## 5. 渇水時の調整

### 渇水調整の状況

#### □取水制限状況

- 各利水者の合意協力で、できるかぎり  
財産(貯留された水)を延命
- 過去の取水制限の実績
- 近年の実績取水量
- 農水のかんがい期間等を考慮